

公益社団法人 東京都向島歯科医師会役員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都向島歯科医師会（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、本会が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。
- (3) 役員退職手当とは、本会が役員に対して退職時に支給する役員としての業務の対価をいう。
- (4) 役員報酬等とは、役員報酬及び役員退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 常勤とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する役員をいう。
- (7) 非常勤とは、常勤以外の役員をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 本会は役員に対して、役員報酬を支給する。

- 2 役員報酬は、年額とし、役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 本会の役員の報酬年額は別表・役員の報酬年額のとおりとする。
- 4 本会は役員に対して、役員退職手当を支給しない。
- 5 役員報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給の基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表・役員報酬年額

役職	勤務形態	年度総額
会長（代表理事）	非常勤	225,000円
副会長（業務執行理事）	非常勤	225,000円
専務理事（業務執行理事）	非常勤	225,000円
理事	非常勤	210,000円
監事	非常勤	100,000円
理事	常勤	常勤の役員は置かない。
監事	常勤	